

一般行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 7 月 1 日～ 令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間
2. 内容

目標①： 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業取得を促進するための措置の実施。

＜対策＞

- 令和 6 年 7 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 6 年 9 月～ 社員へのアンケート
- 令和 7 年 1 月～ 社員への周知
- 令和 8 年 1 月～ 社員への再周知

目標②： 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

- 令和 6 年 10 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7 年 1 月～ 制度の導入、社員への周知